

三次市教育委員会訓令第 号

三次市立小中学校事務センターの設置及び運営に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成 2 2 年 月 日

三次市教育委員会
委員長

三次市立小中学校事務センターの設置及び運営に関する要綱を廃止する訓令

三次市立小中学校事務センターの設置及び運営に関する要綱（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 5 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。